

Title	『本朝桜陰比事』の方法：巻五の二「四つ五器重ての御意」
Sub Title	A means in Honcho-oinhiji : Vol. V, chap. II "Yotsugokikasanetenogyoi"
Author	杉本, 好伸(Sugimoto, Yoshinobu)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1994
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.65, (1994. 3) ,p.146- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	檜谷昭彦, 佐藤一郎両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00650001-0146

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『本朝桜陰比事』の方法

—— 卷五の二「四つ五器重ての御意」 ——

杉 本 好 伸

はじめに

曾て野間光辰氏は『本朝桜陰比事』研究を顧みて次のように述べられた。

本書の素材・原據については、はやく山口剛氏が桂萬榮の「棠陰比事」と作者不明の「板倉政要」の二書の名を挙げ、次いでそれを承けて瀧田貞治氏が「本朝桜陰比事説話系統の研究」（『西鶴襍藁』所収）に詳説している。しかし、本書が素材を得、原據としたものは、決して右の二書にとどまるものではない。……〈中略〉……搏搜すれば、更に多くの原據をこれに加えることが出来るであらう。そして原據と西鶴を比較し、その間の距離を測ることによつて、西鶴の方法を明かにし、西鶴の技術を評價することが期待せられる。（『定本西鶴全集』解説）

野間氏の「本朝桜陰比事考証」は、「考証的研究としては最大の成果⁽¹⁾」を示した秀抜な御論文として発表当時（昭和二十一年）より高い評価を受けているが、発表後五十年にならんとする今日においても尚、色褪せるどころか依然指導的位置にあることは、改めて言うまでもないことであろう。後続の研究者が、氏の期待せられる更なる原據をどれだけ指摘することが出来たか、研究者の一人として忸怩たるものがある。そればかりか、『本朝桜陰比事』研究は、西鶴研究の中にあって未だに寥々たる状態ですらある。

だが思うに、確かに野間氏は多くの原據をご指摘にはなつたけれども、またそのことに関し心底敬意を表するけれども、氏が述べられたように、氏自身がどれほど原據と比較して西鶴の方法を明らかになさつたであろうか。氏は、瀧田貞治氏が影響作品としてあげられた多くの『棠陰比事』『板倉政要』中の話を、「いづれも、単に同種の事案、類似の説話を取つて結びつけられたもので、多くは牽強附会の説といふべく、真に首肯し得るものは稀である」として、五話に搾られた。いま仮にその点はいいとして、ではその五話を原據とする西鶴のそれぞれの話について、どれほど原據との距離が測られ、西鶴の方法が具体的に究明されたかと言へば、ほとんど見ることは出来ないのではなからうか。またその後の研究においても、野間氏ご指摘の原據はほぼ承認せられているのに、そうした究明がどれほどなされて来たと言えるであろうか。勿論全くないとは言わないが、心細いものがあるように思われてならない。

本稿は、こうした考えのもと、瀧田氏も野間氏も、またその後の研究者も、原據として承認して来た『板倉政要』巻六の十一「五器盗人之事」と、『本朝桜陰比事』巻五の二「四つ五器重ての御意」とを、比較検討してみようと思う。「五器盗人之事」は、原據承認作品の中でも、西鶴との距離がひじょうに近いものの一つである。近いということは、西鶴による改作の跡が少ないということであろう。だが、そうした作品において西鶴がどのような方法を駆使しているのか

を考えることは、却って、西鶴の方法を明瞭に浮き彫りにすることに繋がるのではなからうか。

一

「四つ五器重ての御意」は章題を含めても十八行、『本朝桜陰比事』において短編の部類に属する。要約するよりも、まず『板倉政要』と対比させ全文を引いてみよう。⁽²⁾

四つ五器重ての御意

むかし都の町に餅突す、はき師走のそら物すこく。春の事とも取いそぐに丹波の奥山家より、常器の枕賣に來りしが、いまだ京の通りも不案内にして先祇園の社に一荷をおろし火ともしの繪馬など詠めしうちに、又里人らしき出立にして此ありさまを見すまし、彼荷物盗みかたけのきぬ、枕賣おどろき南の御門より雲をきるしに追かけゆくにやうく八坂の塔の前にてとらへ昼中に人の物を取にけと声をかくれば盗人も同音にわめけば所の人大勢あつまりなからいつれをぬしとも

五器盗人之事

七条道場ノ辺ニテ五器売荷物ヲ門際ニヲロシ置、折節道場ニテ遊躍念仏ノ最中ナレハ立寄聴聞スル処ニ、彼ヲロシ置タル枕トモヲ其儘擔、稻荷ノ方ヘ走り行、五器主、昼盗人ト声ヲ懸、追カケ東山イナリノ此方ニテ捕ヘケレハ、彼盗人敢テ騒カス、己ハ狼藉ヲ云者哉トテ互ニネヂアイケル程ニ、所ノ者立寄、打囲テ詮議ヲスルトイヘトモ、双方トモニ我々カ商売物トテ水カケ論ニ云ケレハ、何レヲ五器売、何レヲ盗人ト分兼、サラバ捕ヘテ板倉殿ヘ参ラントテ、年寄十人トモ取

沙汰しかたし兩人どもの云分にたしかに證據もなし。盗人は二人のうちにありとにかさす取まはし御前へ罷出し、兩方同じ申分なればあらまし御聞届あそはされ、一荷の腕を御白洲に蒔散させ、兩人一度に立か、つて手はしかく是を重ねよとの御意、声をかけて立会、壹人はやう／＼四五ぜんかさねける間に、壹人は手に入かさね仕舞は、是より盗人あらはれ其身丸裸にあそはし洛外に追拂はせ給ひ、此着類は腕賣にくだされけると也

困テ所司代へ參ケル処ニ、折節公事捌ノ時ナレハ直ニ然々ノ由申ケレバ、周防守殿聞召レ、彼腕トモヲ取寄玉ヒ、半分ニ分ケ玉ヒテ五器ノ直段上中下見分ヨトアリケレハ、盗人畏テ良久カ、リ上中下直段ヲ申ケル、即脇江片附置、又半分ノ腕トモヲ右ノ如ク見分直段上中下ヲ改メヨトアリケレハ、剎那ノ内ニ見分ケル、其時、初メノ者盗人ナリト仰ケルニ果シテ其通り也、双方ノ云分ヲ一言モ聞玉ハズ、京童トモ是ヲ聞テ其肺肝ヲ見ルカ如シト称美ス、扱盗人ハ御成敗也、

一読して、話の展開の同様なること、容易に看取できるであらう。置引きに遭うこと、盗人が自分の持ち物としらばくれること、いずれが盗人か識別できず所司代へ連れていくこと、商売道具を用いて競わせ犯人を割り出すこと、そうした展開は両話まさに近似する。諸家の御指摘通り、原據であることは間違いないところであらう。

だがしかし、大凡の展開はするように同様であっても、子細に見れば、細部の設定に微妙な相違があることも確かである。例えば、『板倉政要』では五器売りはどここの村から来た者か特に記してはいないが、西鶴では丹波から京の町に出てきた者とし、しかも単なる五器を売るのではなく、四つ五器を売る者とする。また『板倉政要』では七条道場の遊躍

主人公	場所	対象	時	遁走	裁判	手決め	判決
板倉政要	五器売	七条道場	遊躍念仏	ナシ	東山稻荷	五器の値段（上・中・下）	御成敗
本朝桜蔭比事	四つ五器売り 丹波の奥山家	祇園の社	火ともしの絵馬	師走（餅突・す、はき）	八坂の塔	四つ五器を重ねる	丸裸（着類）
						一人…良久カ、リ 一人…刹那ノ内ニ	
						一人…やうやう四五ぜん 一人…かさね仕舞ふ	

念仏に氣をとられていた時に置引きに遭うのに対し、西鶴では祇園の火ともしの絵馬を眺めている時に置引きに遭う。しかも師走の出来事という時間設定もなされる。盗人は『板倉政要』では東山の稻荷の方角に逃げ、西鶴では八坂の塔へ逃げそこにて捕まっている（この場合は、七条道場ゆえ東山稻荷、祇園ゆえ八坂なのだろうが、場所の設定に合わせて遁走方向も変えているということであろう）。あるいは又、裁きの場において、『板倉政要』では五器を半分に分けた上で三段階に値段の区別をさせ、その遅速でもって犯人を割り出すのに対し、西鶴では四つ五器を重ねさせる速さを競わせる。更には、『板倉政要』では「御成敗」という形で処罰を受けるのに対して、西鶴では丸裸で落外を追放となる。というように、諸々の点で相違点が見られるのである。

総体的に言えば、僅かのことながら、丹波の奥山家から年末に腕を売りに来たと設定するだけで、西鶴の

話の方が具体性を帯びたものになっていると言えるであろう。置引きに遭うのも、京の町に不案内の田舎者らしい出来事だし、珍しい風景に接し辺りを見回している様子も伝わってくる。しかも誰もが生活に窮する師走の出来事とするこゝとで、盗みという事件に実感を持たせ、更には、作品中殊更書いている訳ではないが、不案内な京にわざわざ出てこなければならぬ田舎者の丹波での生活状況をも読者に想像させるものとなっている。(目録小見出しには「今をはじめの商ひの道」とある。)原據に僅か付け足すだけで具体的な実感を伴ったものに生まれ変わっていると言えるだろう。そのこと自体、既に西鶴らしい話の方法である。

ところで、そうした生活実感を持たせることは、話を話らしくする為にもまた少しでも読者の心を掴む為にも、それはそれで創作上肝要なことではあったろうが、しかし、そうした考えだけからの改作ならば、何も七条道場を祇園の社に変えたり、単なる五器を四つ五器としたりする必要はなかったのではなからうか。とするなら、そうした改作には、話を実感的なものにする以外の、また別の創作意識が働いていたと考えなければならぬであろう。であるなら、この話のように小編で原據との距離が近い場合、尚更その僅かの改変の中に作家独自の創意が込められている可能性がある、と当然考えられてくることになる。

『板倉政要』は写本ながら当時よく一般に流布した作であり、『本朝桜陰比事』の読者の中には両書を引き比べる読者もいたことであつたろう。そうした可能性が当然の如く存在する場合、ただ出版すればよいという作家ならばともかく、多少とも自らに恃むところのある作者ならば、そのような読者に単なる借用と思わせない何らかの細工を施しているということもあるだろうし、或いはより積極的に自らの趣向を楽しんでいる場合もあるかも知れないのである。それぞれの改変の意味を探ってみなければならぬところであらう。

まず、何故丹波が登場してくるのかという点について考えてみよう。

丹波地方で四つ五器が特に生産されているものかどうか手始めに調べてみた。が、事典上確認することは出来なかったものの、『仁勢物語』に次のような歌が詠まれていた。

「千早振る神代も聞かず丹波五器空腹酒を三つ飲まんとは」(下・一〇六)

つまり、こういう歌がある以上、丹波で五器が生産され、ある程度知られていたと考えてよいであろう。五器とは、「食器。特に、漆塗りの椀」(『岩波古語辞典』)のことである。漆と丹波とは、俳諧の付合集でも付合語として記載されているので(『俳諧類船集』)、その点からしても丹波五器の存在したことは推測され得よう。とすると、『板倉政要』の五器から丹波を想起するというのは当時において至極自然なことであつたにちがいないと思われる。しかも、『板倉政要』では七条道場が舞台となっていた。七条道場とは一遍上人を開基とする七条東洞院の金光寺のことである(『京羽二重』)。言うまでもないことだが、『板倉政要』の本文にもある如く、遊躍念仏つまり踊念仏が行われた所なのである。踊りと丹波とがやはり付合関係にある(『せわ焼草』)⁽³⁾ことを考え合わせると、丹波は七条道場からも想起され得る地名であつたということも分かつてくる。

「五器盗人之事」が『板倉政要』において丹波の話(「同養子髯出入之事」)の次に並べられていたことも或いは誘発

材料となったかも知れないが、こうして見ると、丹波が西鶴の話において登場して来るというのは、『板倉政要』からのごく自然な連想がもとになつていたのではなかつたかと想像されてこよう。西鶴に俳諧上の付合關係から生じる連想をもとにした創作があることは既に種々指摘されていることであり、そのこと自体珍しいことでもないが、この話においてもそのような発想が生かされているとまずは考えてもよさそうである。現に、四つ五器の「四ツ」も、五器と付合關係にある語であつたのである（『俳諧小傘』）。

では、他の改変箇所は如何であらうか。同様の発想が認められるであらうか。西鶴では、七条道場の遊踊念仏ではなく、祇園の杜の火ともしの絵馬を眺めることとなつてゐる。この点を考えてみよう。

火ともしの絵馬で我々読者がすぐに思い浮かべるのは、『西鶴織留』巻四の二「命に掛の乞所」であらう。そこには、絵馬医者という流行らぬ医者が所在なく眺める対象として、火ともしの絵馬が描かれている。そして注目したいのは、『西鶴獨吟百韵自註絵巻』にも次のような句が見られることである。

夏の夜の月に琴引く鬼の沙汰

宮古の絵馬きのふ見残す

心持医者にも問す髪剃て

つまり、絵馬医者そのものがここに詠みこまれている訳ではないが、「宮古の絵馬——医者」という繋がりの背景に、絵馬医者が想起されていると考えられることである。要するに、こうした作の存在を勘案すると、西鶴の脳裏には、『源平

盛衰記』等で有名な祇園の化け物を組み伏せた平忠盛の伝説と、絵馬を見て無聊を紛らかす絵馬医者とが、言わば一つのセットになって収まっているということが理解できるのである。⁽⁴⁾

更に、『西鶴大矢数』（第三十四）の次の句も注目される。

行春も堪忍ならぬ伯父坊主

今度の公事はをれが出て埒

祇園會の山か動くとせくまいそ

其化妖物は火ともしといふ

細なかふ爰に単の通ひ道

祇園と火ともしの化け物との繋がりも認められるが、その前にここには公事と祇園會の繋がりも見られるのである。勿論付合集にも載る関係であるが、祇園を舞台とする公事話を問題にしている今、この西鶴の連想は留意すべきことであらう。⁽⁵⁾

「公事……祇園会」（『俳諧類船集』）

「公事……祇園会」（『俳諧便船集』）

さて、このような西鶴の発想が確認された時、更に着目していかなければならないことがある。それはまず先程の五器からの連想である。先程、丹波と四ツとが五器から浮かぶとしたが、五器からは更に「絵」が連想され、丹波からは更に「医師」が連想されるのである。

「絵……五器」〔俳諧類船集〕

「絵……五器」〔俳諧便船集〕

「医師……丹波」〔俳諧類船集〕

「医師……丹波」〔俳諧便船集〕

「薬師……丹波」〔初本結〕

とするなら、丹波五器より連想される「絵・医師」から、更に「絵馬医師」が連想されることも極めて自然にあり得たのではなかったか、そして祇園の火ともしの絵馬へと繋がっていったのではなかったか、と推されてくるのである。

そして更に、である。平忠盛の伝説からして、火ともすと祇園の化物とが、付合集に見られることは当然であろうが、火ともすからは、遊行のおこなひという言葉も導き出されるのである。時宗の道場と遊行とが結びつくのは言うまでもなからう。

「火ともす……祇園の化物・遊行のおこなひ」〔俳諧類船集〕

「七条道場……遊行」(『俳諧類船集』)

また盗人と罪が繋がるのは当然だろうが(『俳諧類船集』)、罪人と絵馬も繋がるのである。

「絵馬……罪人」(『せわ焼草』)

このように考えると、祇園の社の火ともしの絵馬の場合も、三つの道筋から連想される至極当然な改変であったということが理解できるのである。丹波が設定されたのと同様の発想がやはりここにもあったとしてよいであろう。⁽⁶⁾

次に、師走という時間設定である。

諸注釈書を見るに、先の祇園の火ともしの絵馬の説明には、文政期の『扁額軌範』が常に引かれているようだ。つまり、絵馬は「額」でもある(「額……絵馬」『俳諧小傘』)。と考えれば、師走の設定も不自然なく想起されてくることになる。額も師走も、年末の行事である煤掃(煤拂)と結びつく言葉だからである。

「額……煤拂」(『俳諧小傘』)

「師走……煤掃」(『俳諧類船集』)

この場合、煤掃が間に挟まることが難点と言えは言えるが、この設定の場合も、もう一つの連想経路を持っているので

ある。つまり、

「師走……小盗人」(『俳諧小傘』)

「盗人……年ノ暮」(『俳諧小傘』)

という連想である。殊更付合集の例を上げるまでもないが、話が人の物を盗む内容であることから、師走という時間設定は自然に浮かんでくるものでもあったのである。

ならば、盗人が八坂の方に逃げるのはどうか。『板倉政要』では東山稲荷の方角であったが、その稲荷から実は「坂」という言葉が導き出されるのである(『俳諧小傘』)。八坂そのものではないが、当然通じる言葉である。また坂と清水、その清水と八坂が結び付いてもいる(『俳諧類船集』)。そうした経路でも通じているのである。祇園から逃げるとするなら、地理的に言っても、八坂は自然に浮かんで来るが、稲荷は坂を連想させる言葉でもあったのである。そして同時にここで注目しておきたいことは、七条道場は鳥部にある訳ではないけれども、遊行寺と鳥部が付合上繋がっているということである(『鳥部……遊行寺』『俳諧類船集』)。というのは、その東山の地域を考えれば当然のことであるが、そこから一帯の地名は全て付合集の上で繋がっているからである(『鳥部……清水・八坂・六はら』『俳諧類船集』)。稲荷からだけでなく、つまり時宗からも八坂は連想される言葉なのであるということである。(因みに付言しておけば、六波羅と平忠盛の子清盛が通じることは当然で(『俳諧類船集』)、その意味では「時宗——忠盛」も微妙に繋がっていつている。)更に、所司代の判決の内容も、「御成敗」から「丸裸にしての洛外追放」と変わっていた。軽くなったと考えてよいの

だろう。この点は如何であらうか。『本朝桜陰比事』四十四話の中に、この巻五の二を除き、窃盜事件を扱ったものが四話ある。巻一の四、巻一の八、巻五の三、巻五の七の四話である。それらを見るに、巻五の七以外はいずれも追放令である。前二者は京からの追放、巻五の三は家からの追放である。巻五の七は特に明記されておらず、本文に単に「罪」とあるのみである。『対訳西鶴全集』（明治書院）の訳では、「お仕置き」と解釈されているが、それに従えばこの話のみ厳しい処罰ということになる。おそらく、巻五の七の場合は他に比して、盗みをした上に、その罪を憎く思う相手に押しつけ、剩え主人のことは考えず、しかも御前をも丸め込もうとするというように、悪質なものであったからであろう。そう考えると、この作品集では盗みに対しては追放令が基本的に適用されていると捉えてよいことになろう。とするならば、この話において、洛外追放そのものは、ここでの問題ではなく、寧ろ丸裸という条件が付けられたことが方が問題と考えてよいことになろう。となってくると、やはり同様の連想がここでも鍵を握ることになる。付合集には次の様な付合関係が認められるのである。

「裸……盗捕（スリヲトラユル）」（『俳諧小傘』）

「裸……盗人にあふ」（『俳諧類船集』）

丸裸という条件が付加されるのも、それなりの理由があったのである。

なお付言すれば、『板倉政要』の方では、はっきりと周防守が事件を裁いたと記してあった。周防守とは、言うまでもなく板倉重宗のことであるが、重宗が名に帯したその「周防」は、付合集の上では漆と結びつく言葉であったことも想

起しておいてよいだろう。

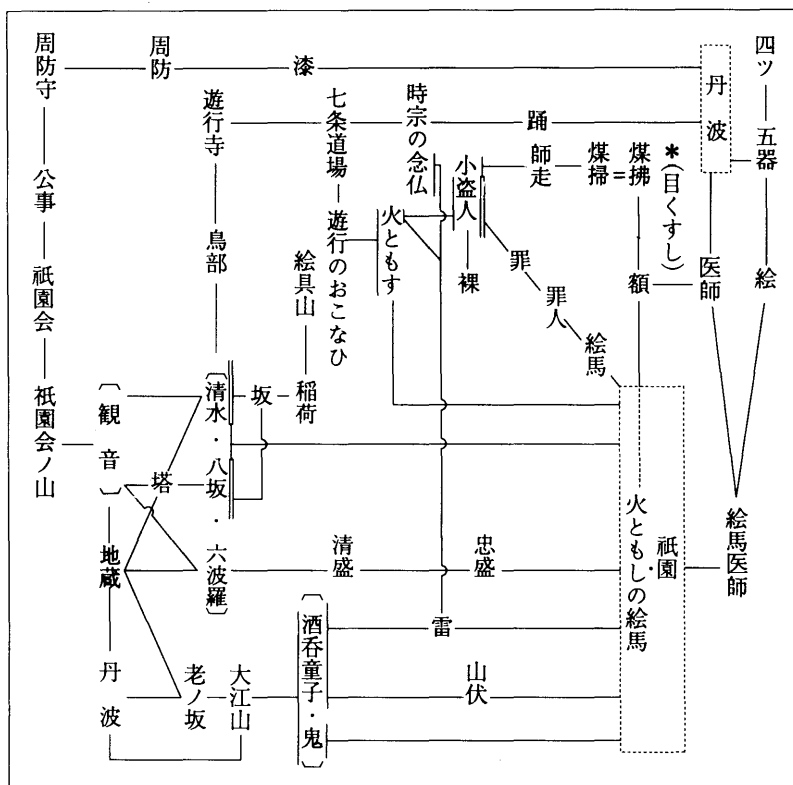
「周防……漆」（『俳諧類船集』）

「周防……漆」（『俳諧便船集』）

漆は周防の名産である（『毛吹草』巻四）。先に記したことだけでも、漆は丹波と結びつく言葉でもあったのである。こうして見ると、丹波への改変は、自然というより、必然と言ってもよいくらいの設定だったことがわかるのではないだろうか。

さて以上の如く、『板倉政要』から『本朝桜陰比事』への改変の模様を一渡り考えてみた。丹波のように、『板倉政要』から連想された事柄が更なる連想を呼んでいるといった場合も認められたが、もとの『板倉政要』から、ほとんどの場合、重層的な形で自然に連想される内容が、『本朝桜陰比事』の方へ盛り込まれ、新たな話が作成されている様子が見取れたことであろう。

しかも新たに切り換えられた事柄は、右に見た如く、何らかの連想の輪の中に入ることによって、この話が短い話ながらも、より緊密化した話に生まれ変わっていることが確認できたであろう。もとの『板倉政要』では、たまたま七条道場で起こった事件を単に事件として記載しているのであるが、それが漆の食器を周防守が裁く公事なら、祇園が相應しい事件現場であるとして舞台設定し、また五器を売るなら丹波者が相應しいと人物設定をなし、その丹波者が眺めるのも「絵・医師」の連想からイメージされる絵馬（医者がよく眺める火ともしの絵馬がよろうとして設定する、とい



うように、それぞれに相応しい意味合いが付与された設定へと改められているのである。言い換えれば、単なる事柄としての出来事を、話としての論理をそなえた話に、切り換えていったということである。

先に筆者は、具体的な生活実感をこの話に持たせ、そのことで話を話らしくさせているといった旨のことを述べたが、こうして見て来ると、そのように具体化させる一方で、作者はまた、話として必然的な流れをもつものへと改めることにより、話を話らしくさせていった、と考えてよいのではなからうか。かくして、「五器盗人之事」は、生活実感を伴った、自然な話の流れを持つ窃盗話へと、へ衣替えが行われていったのである。

念の為に、今まで述べきった西鶴の連想の有り様を図示化してみよう。いかに縦横闊

達なものであるか読み取れることであろう。⁽⁷⁾

三

以上によって、巻五の二の話が、話らしい話へと改作されていたことは確認できたかと思うが、では裁判話としての本質的な意義は、少しも変容されることはなかったのであろうか。この点が原據との比較に際して一番肝心な部分であろう。

実は先に相違点として上げながら、述べなかったことがある。それは、裁きの場において『板倉政要』では五器を半分に分けた上で三段階に値段を区別させ、その遅速で以て犯人を割り出したのに対し、西鶴では四つ五器を重ねさせ、その速さを競わせて犯人を割り出す展開をとっていたことである。スピードが決め手になっていることに違いはないが、値段識別が四つ五器の重ね合わせに変わることによって本質的な変化が生まれなかったであろうか。

……筆者はやはりあると思う。スピードが決め手になる場合、スピードを競うに相応しい行為がなされて始めてその意味が発揮されるというものであろう。つまり、スピードというのは、誰の目にも歴然とその差が映る性格のものであるということである。それ故、それが決め手として採用されたのではなかったか。ところが、どうだろうか。値段を識別すること、そのことにも確かに速さは関わっている。がしかし、値段の場合は、値段が正しく言い当てられているかどうかという正確さが一方で必要とされるのである。つまり、誰の目にも明らかという訳にはいかないのである。『板倉政要』の周防守にはその能力があったようだが、果たして周りの者には周防守と同様にどれほど値段の正確さまで識別可能であつたろうか。『板倉政要』を一つの話として読んだ場合には、そのような不自然さを感じさせないではお

かないのである。

では、西鶴の四つ五器重ね合わせの場合はどうか。四つ五器とは、「大小四個の入れ子型の漆塗りの食器」（『対訳西鶴全集』）のことである。芭蕉に「四つごきのそろはぬ花見心哉」（『炭俵』）という句があるように、揃えること自体そうたやすいとも言えないものなのである。それを、何セットかバラバラにして、更に大小四個の組合せを作らせようとしているのである。一目見て、どれとどれとが重なるか、すばやく分かり、バランスよく重ね合わせるには、それなりの熟練した目と業というものが必要であろう。この場合なら、誰の目にも正確さと速さとが分かろうというものである。こうして見ると、西鶴の話の方がスピードを決め手とする話として納得のいくものとなっており、断然裁判話として相応しい展開になっているということが理解できるのではなからうか。

おそらく『板倉政要』の方はそうした理屈の上の整合性よりも、「双方ノ云分ヲ一言モ聞玉ハズ」即座に犯人を割り出した周防守の聡明さを言い伝えることの方に、重きを置いて叙述しているのであろう。この公事談に見られる「京童トモ是ヲ聞テ其肺肝ヲ見ルカ如シト称美ス」という叙述や、或いは『板倉政要』中に散見される次の如き叙述が何よりそのことを物語っているだろう。

其比此公事捌ヲ聡明ノ捌ト京童トモ感シケル

名将ナリトテ京童トモ即当ノ捌キト感シケル

誠二人ヲ損玉ハズ寛仁大度ノ捌キト京童トモ感シケル

此時京童トモ英雄ノ智ナリト感シケルトナン

京童トモ伝聞テ、難有所司代哉、万々歳モ此人ヲト歎喜シケルトナン……等々

『板倉政要』では、周防守が五器の値段を知っているのかといった心配は全く要らないのである。当然そんな事など熟知している人物なのであり、そんな事は当然の前提であつたのである。要するに、『板倉政要』は京都所司代を礼讃することを主旨とする書物であつたということである。

それを西鶴は切り換えた。京都所司代を礼讃したいなら、西鶴も同様の叙述をすればよい。『板倉政要』のように盲目的であればある程、その礼讃の姿勢には強いものがあろう。だが、それを西鶴が切り換えたということは、西鶴をして不満に思わせる因子がそこにあつたからであらう。単なる五器を四つ五器に切り換えたのは、一つに前述したごとく五器からの連想（「五器……四つ」）も介在したのであらうが、同時に『板倉政要』の裁判の有り方そのものが右に述べたような不自然さを感じさせる内容のものであつたことも関係していたのではなかつたかと、推されてくるのである。四つ五器の発想は、スピードを決め手とする裁判話にとつて、まことに相應しい妙案であつたことが、こうして明瞭化したのではなからうか。

詳述することは出来ないが、巻一の八「形見の作り小袖」では、御前は犯人の嘘の供述が見抜けず、自白の言葉を以て漸く事の真相を知るといった人物に成り下がっている。或いは、巻三の四「落し手有拾ひ手有」では、原據である『板倉政要』において所司代が示したとほぼ同主旨の金を施すという裁断——話としては西鶴の方が「三方一兩損」として後世に伝わる如く若干気が利いたものとなつてはいるが——を、名代の家老に一旦させ、それを御前が覆すという後段を設けて、原據の聖人話を悪人話へと逆転させている。換言すれば、原據の所司代を形無しにして改作を行っていると

いうことにもなろう。こうした内容の話が『本朝桜陰比事』に存在するということは、西鶴という作家は、『板倉政要』のような所司代札讀談をこの作品で成したいのではなく、自らの人間認識や社会に対する認識といったものを裁判話の形態のもとで述べたかったということなのであろう。裁判話の形態は飽くまでも形態であつたということであり、利用したまでであつたということである。

紙幅の都合上実証となる用例を多く上げられないのは遺憾なことだが、⁽⁸⁾しかし僅かであっても、こうして『本朝桜陰比事』における西鶴の創作視点は確認することが出来たと言えよう。そしてその姿勢は、『四つ五器重ての御意』においても生かされていること必定というものである。「五器盗人之事」という盲目的札讀談は、こうして、然り気ない叙述ゆえさまでの変化はないようでありながら、話らしい話へと変貌を遂げただけでなく、西鶴によって、条理ある裁判話へと本質的な変貌をも遂げることになつたのである。

四

本稿では「四つ五器重ての御意」という小編を取り上げたにすぎないが、しかし、もし以上のような作品の読みが認められるなら、『本朝桜陰比事』中の他章を考えるに際して多分に示唆的となることだろう。

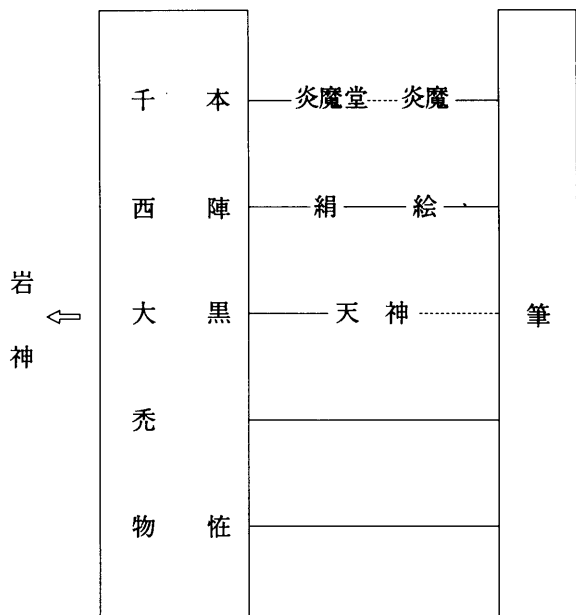
例えば、巻五の五に「あぶなき物は筆の命毛」という章がある。野間光辰氏は原據とは認められず「単なる類似の域を出ない」とされたものの、『板倉政要』巻九の二「張紙シタル者御穿鑿之事」との関係をご指摘になつた章である。確かに、『四つ五器重ての御意』の場合と異なり、事件の趣は『板倉政要』と相当違つたもの——商家の金銀引負い事件と牢人による遊女盗み出し事件、引回しのうえの磔と友思いの助命嘆願、等々——になっている。共通するのは、能筆と

ということが事件の解決の決め手になっているという点だけであろう。だが、ここでも先と同様の発想をもって創作にあたっているとするとするなら、千本岩神なる地名が設定されることや、牢人と遊女が登場し、傾城屋から盗み出す展開が発想されるといった話の成立経緯も推測可能となってくるのである。試みに能筆（＝筆）から連想される内容を先と同様に付合集をもとに見てみよう。

例えば筆と付合関係にある語として見るに、「閻魔・絵・禿・物の怪」等の言葉が上がってくる（『俳諧類船集』）。この場合、閻魔は京都においては閻魔堂のある千本に当然連想が繋がるだろうし、また絵も絹と結びつき西陣へと連想が直ぐに及ぶであろう。或いは筆そのものではないが、古筆・手習子などは天神と付合語（『俳諧小傘』）であるので、筆の連想から天神も想起される可能性を持つ。その天神はまた千本大黒町を想起させる大黒と付合関係にある語でもある。そうして、このような筆から派生される種々の連想が集合すれば、彌が上にも千本西陣大黒町にある岩神が想起されていくことになるであろう。岩神の言い伝えには、次のように禿の物の怪が付着しているからである。

聖天の西釋迦堂の東三町に有禿童石と號す本は後水尾院の御庭に有しを妖怪をなすきこへ有て今出川の南今の八條殿の築地の邊に引出さるゝに猶妖怪やまで禿童と化して夜行すなと人おそれければ寛永のはじめ此地にうつさる世人の神とあがめて尊敬せしより妖怪やみてかへりて婦人の乳のほそきをいのれば驗を顯せり（『菟藝泥赴』第一）

五器から丹波が連想されたよりはやや複雑かも知れないが、それでも岩神は〈筆〉という一話のキーワードから連想される設定であつたことがこうして知られるのである。



ら更に次の連想が引き出されているということは看取できるのである。また遊女を廊から五月闇に紛らかして盗み出すというのも、傾城屋と盗人とが付合関係にあり、禿から松・山、その〈松山〉から五月闇が出てくることを考えれば、突飛な展開でないことも分かってくるのである。（因みに太夫と松、五月と山も付合関係である。）

更に——『板倉政要』の場合、能筆の手代は偽りの悪事を綴った張紙を故意に書き、それが犯人割り出しの決め手と

そうとならば更に、牢人・遊女という人物設定のなされるのも自然な連想から生まれるものであったことが分かってくることになろう。というのは、岩神の怪異は〈禿〉の姿をとるという、その禿から、付合語として牢人・遊女がまた出てくるからである（『俳諧類松集』）。岩神の怪異は後に乳の神になったと言ひ伝えられているが、そうした岩神に膠着するイメージから牢人と遊女との関係が想起されたのかも知れない。或いは岩神に隣接して聖天なる社があったが、そこは陰陽神を祀った所である。男女二人の関係には、そうしたその土地のイメージが関与していたかも知れないと想像されてもこよう。その点はともかくとしても、こうして、五器から丹波そしてその丹波からの更なる連想が関与したように、ここでも筆から連想された禿や岩神が

なっていた。一方西鶴の方は、遊女に対する真実の想いの籠もった文を失念して置き忘れた為にそれが決め手となる。また以前の帳面と比べて直ぐに犯人の判る『板倉政要』に対し、西鶴では以前の文と比べても判らず読ませた文章を書かせるといふように複雑になり、更には友人が助けるといふ尾緒も付いて処罰は宥恕される。要するに、『板倉政要』はやはり悪人を見事に所司代が裁く公事談でしかないのに、西鶴の方は一種の人情話に仕立てられているといふことである。『板倉政要』と比較するまでもなく西鶴作のこうした特質は見えてこようが、比較することにより一層鮮明に見えるものがあろう。西鶴の方は、単に犯人を上げさえすればよいといふのとは少し違ふ内容になっているのである。

このように見てくると、巻五の二で見られたのとはほぼ同様の創作方法が認められるだけでなく、更には話の内実に関しても先に確認した創作視点と同様のものが認められることが分かってこよう。「四つ五器重ての御意」を通じて見た西鶴の方法は、その章のみに固有のものではなかったということがこうして言えるのである。「四つ五器重ての御意」は、早くから原據が指摘されながら、その原據と余りに似る為に却って深く考えられて来なかつた。一方「あぶなき物は筆の命毛」は、〈筆〉が起点となり、そこから派生する連想でもって一話が形成されていた訳であるから、〈筆〉の話題を取り上げようと西鶴に思惟したものが存在するという事に当然なろうが、『板倉政要』との距離が大い為に、西鶴にそのような創作のモチーフを与えているとは考えられず類似の指摘で終わっていた。以上の如く考えてくると、そうした原據との関係を含めて、原據の指摘されているものも原據の指摘されていないものも、もう一度改めて『本朝桜陰比事』の各編について検証し直してみる必要があるように思われてくるのである。いま『本朝桜陰比事』研究はそのような段階に来ているのではなからうか。

注

(1) 神保五弥氏「本朝桜陰比事」(『国文学解釈と鑑賞』昭和三十五年十月刊)。

(2) 『板倉政要』は、熊倉功夫氏の「史料翻刻『板倉政要』第六卷―第十卷裁判説話の部」(『歴史人類』第十五号)を引用。参考。「道場……時宗寺」「踊……時宗の念仏」(『類船集』)。「遊行 時宗聖人」(『伊京集』)。「遊行 時宗上人」(『易林本』)。

(4) 祇園と火ともしとの単なる繋がりだが、次の如き句も『西鶴大矢数』に見られる。

祇園林や夢に究る

火ともしの月人男五十年

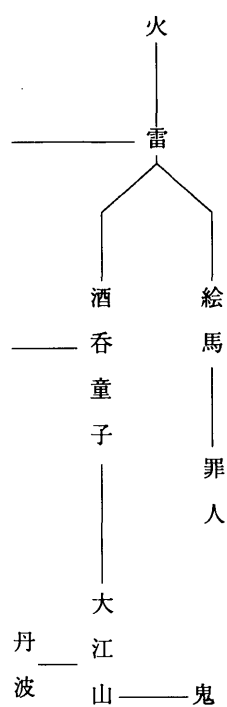
刎字いふてはまはす槐風(第十四)

(5) 前田金五郎氏『西鶴大矢数注釈』(勉誠社、昭和六十二年九月三十日刊)では「公事と祇園会の山」を付合とする。

(6) 丹波と祇園の結びつきは、別にもう二通り指摘することが出来る。一つは、丹波―大江山―酒吞童子―山伏―

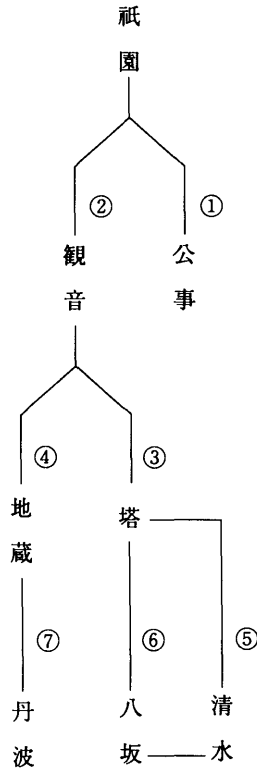
祇園という道筋である。『本朝桜陰比事』の巻頭章に酒吞童子の嵌め込みがあることは、拙稿『本朝桜陰比事』の考察―巻頭章の方法について―(『安田女子大学紀要』第二十二号)で述べた。西鶴に酒吞童子をめぐる発想があったことは確

の意義をめぐって―(『安田女子大学紀要』第二十二号)で述べた。西鶴に酒吞童子と山伏とが当然結びつく(『類船集』)が、一方で又、山伏と祇園も付合関係にある(『類船集』)。こうしたことからして、右の如き連想も生じ得たであらうと考えられる。尚、火ともしの(火)、時宗の(念仏)から、(雷)が導きだされるが(『俳諧小傘』)、(雷)は酒吞童子に付着するイメージそのものであり(右拙稿)、又(絵馬)とも結びつく言葉でもある(『俳諧小傘』)。



念 仏 — 山 伏 — 祇 園

それでもう一つは、次のような繋がりである。



- ① 「公事……祇園会」(『類松集』)
 ② 「観音……祇園会ノ山」(『』)
 ③ 「塔……子安観音」(『』)
 ④ 「地藏……観音」(『』)
 ⑤ 「清水……こやすの塔」(『』)
 ⑥ 「塔……八坂」(『』)
 ⑦ 「丹波……子安の地藏」(『』)
- 述べなかつた点で図示に加えているものもあるので説明しておく。①稲荷は、絵馬の絵と関連を持つ絵具山と付合関係(『類松集』)。②六波羅は、清水・鳥部山と付合であるだけでなく、観音や地藏とも付合関係。③酒吞童子は作品中鬼と捉えられ(鬼——大江山)『類松集』、一方忠盛の組み伏せた法師も鬼と見間違えられる(鬼——絵馬)『俳諧小傘』。④医師と額とは直接的に結びつく訳ではないが、「額——目くすし」は付合(『類松集』)。その関係で医師と額とも微妙

に繋がる。⑤火と雷の關係は先に指摘したが、その火はまた盜人とも付合關係にあり（『俳諧小傘』）、雷は念仏とも付合關係にある（『俳諧小傘』）。
前記拙稿『本朝桜陰比事』試論において、この点を少しは詳しく問題にしているので、ご参照をお願いしたい。